

廃第939号-3
令和7年11月11日

一般社団法人千葉県環境保全協議会会長 様

千葉県環境生活部長
(公印省略)

産業廃棄物処理業の許可の取消しについて

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第14条の3の2により、産業廃棄物処理業の許可を取り消しましたので、下記のとおり連絡いたします。

記

事業者の氏名又は名称	東京都足立区神明南一丁目11番17号 大渕建設株式会社（代表取締役 塙 謙次） （法人番号4011801006619）
許可の番号	第01200023442号
処分の日	令和7年11月11日
処分の内容	産業廃棄物収集運搬業許可の取消し
処分理由 〔該当条項を含む〕	大渕建設株式会社は、同社の役員であった者が役員在任中に懲役刑に処せられた。 このことにより、同社は、法第14条第5項第2号ニに該当するに至ったことから、法第14条の3の2第1項第4号に該当する。

千葉県環境生活部
廃棄物指導課監視指導室
TEL 043-223-2684